

広島県病院事業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

## 広島県病院事業管理規程第九号

### 広島県病院事業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、広島県病院事業の管理者（以下「管理者」という。）の事務の執行を補助する職員（以下「病院事業職員」という。）の勤務時間その他の勤務条件に関して必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間等)

第二条 病院事業職員の勤務時間、週休日、休憩時間、休息時間、休日及び休暇（以下「勤務時間等」という。）に関しては、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）の例によるほか、同条例の適用を受ける者（以下「一般職員」という。）の勤務時間等の例による。

2 前項の規定にかかわらず、特別の形態によって勤務する必要がある病院事業職員の勤務時間の割振り、休憩時間、休息時間及び週休日については、広島県病院事業組織規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第一号）第二条第三項に規定する病院の長が、管理者の承認を得て別に定める。

(育児休業)

第三条 病院事業職員の育児休業については、職員の育児休業等に関する条例（平成四年広島県条例第十八号）に定めるもののほか、一般職員の育児休業等の例による。

(自己啓発等休業)

第四条 病院事業職員の自己啓発等休業については、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十年広島県条例第一号）に定めるもののほか、一般職員の自己啓発等休業の例による。

(旅費)

第五条 病院事業職員の旅費に関しては、職員の旅費に関する条例（昭和二十八年広島県条例第二十三号）附則第五項の規定によるほか、一般職員の旅費の支給の例による。

(安全及び衛生管理)

第六条 病院事業職員の安全及び衛生管理に関しては、広島県職員安全衛生管理規程（平成

広 島 県 訓 令

広島県議会議事務局訓令

広島県選挙管理委員会訓令

二十一年 広島県人事委員会訓令

広島県 監査委員訓令

広島海区漁業調整委員会訓令

広島県公営企業管理規程

広島県病院事業管理規程

安全及び衛生管理の例による。

(研修)

第七条 病院事業職員の研修に関しては、職員の研修に関する規則（昭和三十二年広島県規則第九十九号）の例によるほか、一般職員の研修の例による。

(公務災害補償)

第八条 病院事業職員の公務上の災害に対する補償に関しては、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）の定めるところによる。

(分限及び懲戒)

第九条 病院事業職員の分限及び懲戒に関しては、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十五号）及び職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十六号）の定めるところによる。

(職務に専念する義務の特例)

第十条 病院事業職員の職務に専念する義務の特例に関しては、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年広島県条例第六号）の定めるところによるほか、一般職員の職務に専念する義務の特例の例による。

(営利企業等の従事に関する許可の基準)

第十一条 病院事業職員の営利企業等の従事に関する許可の基準に関しては、営利企業等の従事に関する許可の基準を定める規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第七号）の定めるところによる。

(その他の勤務条件)

第十二条 第二条から前条までに規定するものを除くほか、病院事業職員の勤務条件に関しては、一般職員の勤務条件の例による。

(臨時的任用職員等の勤務時間等)

第十三条 第二条から前条までの規定にかかわらず、臨時的任用職員及び非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間その他の勤務条件に関する事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。